

高齢者等居住改修住宅 申告書  
高齢者等居住改修専有部分

年 月 日

船橋市長あて

納税義務者 住所 .....

氏名又は名称 .....

電話番号 .....

個人番号又は法人番号 .....

下記のとおり、地方税法附則第15条の9 第4項 第5項 の規定の適用を受けたく申告します。

記

【家屋の所在】		【家屋番号】	
【種類】	【床面積】	m <sup>2</sup> 【人の居住の用に供する部分の床面積】	m <sup>2</sup>
【建築年月日】	年 月 日	【登記年月日】	年 月 日
【居住者の該当要件】	65歳以上	要介護・要支援	障害者
【上記居住者の住所】			
【上記居住者の氏名】			
【改修工事が完了した年月日】	年 月 日	【改修工事に要した費用】	円
【補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費】			円
【申告書を三月以内に提出できなかった理由】			
<input type="checkbox"/> 書類を揃えるのに時間を要したため(※個人の事情を除く)			
<input type="checkbox"/> 災害等により、期日までに申告することが困難であったため			
<input type="checkbox"/> その他( )			

(添付書類)

- 1.居住者が要介護、要支援の認定を受けている場合は、被保険者証(写)
  - 2.居住者が障害者の場合は、該当する旨を証する書類(写)
  - 3.改修工事に係る明細書(改修工事の内容及び費用が確認できるもの。)(写)
  - 4.改修工事箇所の写真及び改修工事に要した費用を証する書類(領収証等)(写)
  - 5.補助金等の交付、居宅介護・介護予防住宅改修費の給付を受けたことを確認することができる書類(原本)
- ※「情報提供に関する同意書」の提出があり、担当部署の公簿等により確認できる場合は、添付書類1～5を省略できます。(担当部署へ1～5の書類を提出していない場合、省略できません)
- 6.改修工事に係る工事契約書(写)

※減額適用期間中は、納税通知書に同封する「課税明細書」にその旨が記載されますので、必ずご確認ください。又、申告書に不備等があった場合、ご連絡を差し上げるため、連絡先のご記入をお願いいたします。